

催眠商法(SF商法)にご注意を



「無料で商品を差し上げます」と、引換券を渡されたので行ってみたら、引き換えが終わった後に別の商品を格安で売りはじめ、気がつくとも高額で unnecessaryな商品を買ってしまったという相談が寄せられました。



A子さんの相談

「新しく健康食品の店がオープンします。今日は無料で商品をお配りしますから、こちらの特設会場にぜひ来てください。」と、販売員から無料引換券をもらったので出かけていった。

日用雑貨品や傘などをもらった後、磁気マットレスの勧誘が始まった。高額なので悩んだが、無料でたくさんの商品ももらったし、貧血なので体にいいかなと思って買ってしまった。

家に帰ってよく考えてみたら必要ないし、売り方もおかしいと思うので、解約したい。

お答えします

これは『催眠商法』または『SF商法』と呼ばれる悪質商法です。販売される商品としては、羽毛布団や磁気マットレス等の寝具類が多くみられます。

販売業者は「日用品や雑貨を無料で差し上げます」と言って、街頭で無料引換券を配布したり、販売員が家庭を訪問したりして主婦や高齢者を特設会場に集めます。商品の無料引き換えを行った

後、その他の商品も格安で売ったり、言葉巧みに場の雰囲気盛り上げ、興奮状態にしたりして、冷静な判断ができなくなったところに、高額な商品売りつけます。

このような催眠商法は訪問販売として扱われ、特定商取引法が適用されるので、契約してしまった場合でも、契約書を受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフができます。事業者によっては「ここは店で、あなたはここに自主的に来て購入したのだから、訪問販売ではない。だからクーリング・オフはできない。」などと主張する場合がありますが、商品が陳列されて消費者が自由に選ぶことができる状態でなければ、店舗にはあたりません。

被害に遭わないためにも、「無料で引き換え」「格安」という言葉に惹かれて、会場に行かないようにしましょう。「無料」はおとりで、本当の目的は高額商品売りつけることだ、と心得てください。会場に行くとなかなか抜け出せず、話を聞いていると断りにくくなり、高額商品を買わされることとなります。もし、会場に出向いてしまっても雰囲気にもまねずハッキリ断り、その場で買うことを決めないようにしましょう。

問合せ

埼玉県消費生活支援センター春日部
☎048(734)0999
午前9時30分～正午
午後1時～4時(土・日・祝日は休業)
町消費生活相談
☎93 7700
毎週月曜日 午前10時～正午 午後1時～3時
産業振興課 内線245・246

パロマ工業(株)製瞬間湯沸かし器による一酸化炭素中毒事故の再発防止について

パロマ工業(株)が昭和55年～平成元年7月に製造した半密閉式ガス瞬間湯沸かし器について、これまでに排気ファンの作動不良により、一酸化炭素中毒事故が発生していました。

事故が発生し、確認が必要である機種は以下の7機種です。

対象型式機器を設置されている場合には、下記の窓口にお問い合わせください。

対象機種 ガス瞬間湯沸かし器

品番 PH-81F、PH-82F、PH-101F、PH-102F、PH-131F、PH-132F、PH-161F、【東京ガスOEM商品】PA-108FE、PA-113FE

相談窓口

パロマ工業(株)

フリーダイヤル 0120-314-552(24時間受付)

東京ガス(株)【東京ガスOEM商品】

フリーダイヤル 0120-600-446(9時～17時受付)

関東東北産業保安監督部保安課

☎048-600-0294



11月の消費生活相談

相談日等 11月6日(月)、13日(月)、20日(月)、27日(月)

午前10時～正午 午後1時～3時

(都合により相談日が変更になることがありますので、事前にご確認ください)